

生前退位をめぐる天皇制について

木村公平

1. 昨年(2016年7月)現天皇は宮内庁職員を通じNHKに生前退位の意向を通告し、この問題が公になりました。そして8月8日にビデオメッセージで意思を公表しました。

これは1945年8月15日の玉音放送に匹敵する戦後初の事態です。このメッセージはEテレを除く全テレビ局が特別番組を編成し、放送するという異様な有様でした。

天皇はこの放送を通じて直接民衆及び各界を動かし、自らの意思の実現を目指したと考えます。直接民衆に語りかけ、世論を動かし、国会を動かし、政府に生前退位という現憲法下で天皇制に関し初めての法律の改変を考えさせたことは憲法第4条(編集者注)違反であると思います。

このメッセージが放送されるや民衆はもとより、知識人、議員、政党に至るまで、天皇制の根本的矛盾「血統による身分制・世襲制」という民主主義と絶対に反する概念を問うことなく合流していきました。民主主義は様々で豊富な内容があると思いますが、その中核的概念は人間は自由で平等であり、それは国籍を問わず、全世界の人間に適用されるはずで

2. なぜこのような天皇制が憲法に書き込まれたのでしょうか。

憲法であれ、下位の法であれ、諸階級、諸階層の利害的対立がある以上、中立的であるわけがありません。全国民的利益のためにように見せかけているだけです。どの国であれ、どの時代であれ、法律は支配階級の人民支配の道具です。近年の秘密保護法、平和安全法、共謀罪法などは権力者の都合により作られています。

日本国憲法の制定時の支配階級、支配勢力はアメリカ占領軍であり、残存する天皇制絶対主義権力の旧支配層であり、主要な勢力はこの二者だったと思います。但しアメリカ占領軍は日本の旧支配層より進歩的でした。また日本の進歩勢力の意見も一部反映されたと思います。しかしこの憲法を主導的に推進したのはアメリカ占領軍でした。アメリカは長期にわたり対日支配を円滑にするため、天皇制の戦争責任を問い、戦犯として裁くより、利用

する方を選びました。これは旧勢力とも同盟することができ、また当時の日本人の大多数(戦前の数十年にわたる教育勅語などの皇国臣民として洗脳された民衆)の共感を得られたわけです。ただここで見なければならぬのはすべての日本人が天皇制存続に賛成したのではないということです。日本共産党は反対しました。これは当然ですが正しい態度だったと思います。

ここに民主主義と相いれない天皇制を含む現憲法が誕生しました。

3. 日本人の戦後の天皇観の変遷はどのようなものだったのでしょうか。

日本人の一般大衆の大部分とりわけ農村部においては天皇、皇后の写真を掲げるなど素朴な天皇崇拝がありました。私の経験では1960年代の学生たちには積極的な天皇支持は希薄だったと思いますが、右翼のテロなどもあり、マスコミのタブーは強まり今日に続いています。そしてそれはマスコミだけでなく、日本の全分野に広がり続けています。現在の共謀罪が目指している、ものが言えない「見ざる聞かざる言わざる」の状況が天皇制において突出しており、恐れ多くて天皇制反対や廃止とは言えない状況です。

民主主義とはいかなる権力、権威に対しても、ものをいう自由が最低限保障される状態だと思えます。

ここで不戦ネットワークが1995年に開催した「市民連続講座 1995」で天皇制をどう扱っているかを見えます。「確かめよう! 50年」というタイトルでこの講座を冊子にまとめたものがあります。この冊子は巻頭言を水田洋先生(名大名誉教授)が書かれ、その他8本の課題別に戦後50年の講演が掲載されています。巻頭言の水田先生の講演から引用します。

『～前略～ 僕自身戦争が終わったときに“これはしめたいいいことになる”と思ったのです。これで軍国主義もなくなる、天皇制もなくなると意気揚々だったのですが、考えてみると、どうもこの50年はおかしい、

おかしい、おかしいと思っているうちに50年たってしまったというのが本音です。～



中略～ こういう調子で戦前から戦後へと何も変わっていないと思います。天皇制の存続が一番よくそれを示しています。』

また残りの8本の講演論文のうち5本にアジア太平洋戦争に至る侵略戦争と戦前戦後に通じた天皇制批判が述べられています。この1995年当時は日本の知識人にも、受け手の私達にも天皇制反対はごく常識的な認識でした。

4. この市民講座から22年たった2017年の天皇制に対する日本人の天皇観はどう変化したでしょうか。

戦後70年の市民講座・講演録があれば比較対象できると思いますが、ありません。そこで私が定期購読している二つの雑誌で見えます。雑誌「世界」と「週刊金曜日」です。

<雑誌「世界」>

2016年8月号から2017年7月号までの一年間で天皇制に関する論文は5、座談会は1でした。

座談会「象徴のゆくえ(2017年5月号)」の中で原武史氏は以下のように述べています。

『今回の“おことば”は1945年の“玉音放送”と内容面でよく似た表現がみられますし、国民の受け止めという面でも重要な共通がある。要するに天皇からひとたびある意思が示されると圧倒的多数の国民がそれを受け入れるということです。その意味では天皇と国民の関係は戦後本当に変わったのか？と感じざるを得ません。』

青木理氏は

『今回のビデオメッセージはNHKからテレビ東京まで在京キー局すべてが同じ“お貸下げ”のVTRを一斉に流した。地上波に関する限り一局の例外もなく同じ映像が全チャンネルに映し出されたのです。戦後例のない事態とも言えます。あまり指摘されていませんが、このことの是非をまず問わなければならない。そうした天皇制そのものを今後維持していくことの意味や是非までも問われてしかるべきだったと思います。私自身は、天皇制は本来民主主義と相いれないものだから根本的に見直すべきと思っています。メディアでも皇室報道に敬語を使うべきか否かという議論が机上の理想論としてではあったけれど、私たちが記者になったばかりの頃にはかろうじてありました

ジャーナリズムにおいてもアカデミズムにおいてもまして政治の世界においても天皇制をめぐる思考や

議論は明らかに後退し、原さんがおっしゃるようにタブー感は全く薄れていない。もう一言付け加えるならば、現天皇と現政権を対峙させた場合、天皇がリベラル派の主張を代弁してくれるのではないか、そんな倒錯的なねじれもあってリベラル派が天皇を担ぐ退廃も起きています』

世界の座談会はこの両氏の発言がなければ天皇制擁護一辺倒の雑誌になりかねなかったと思います。

なお毎月連載されている「メディア批評」で神保太郎氏も3回程度この問題に触れています。

『天皇は元首であれ、象徴天皇であれ他に類を見ない特異な政治的権力である。この世襲による無責任な制度は護憲派にとっても改憲派にとっても難関なのである』

『今の流れでは、天皇制の存続を前提とした上でどのような皇位継承の仕組みを手直しするかという狭い論点に集約されそう。問題は天皇制であって天皇ではないと喝破した加藤周一の問題提起は戦争を考えるうえで日本社会で落としてはならない論点です』

しかし編集長清宮美稚子氏は1年間12冊の編集後記で「天皇」の一語も記していない。これが「世界」および岩波書店の天皇制に関するスタンスのようである。

<週刊金曜日>

2016年9月2日号で「天皇と憲法」という特集号が出ています。この特集号は5篇の論文とコラム「人権とメディア」、計6篇の天皇関係の文書が掲載されています。その特集のうち4篇が天皇擁護派であり、天皇制反対派は1篇とコラム1篇のみです。

「週刊金曜日」のスタンスは編集部を代表して掲載されている野中大樹氏の「平成の人間宣言に青ざめた安倍首相」に尽きると思います。この論文は天皇制は血統、身分制、世襲制を基にした制度であり、問題がある政治制度だとの疑念を問うことなく、ひたすら現天皇と皇后を美化し続けるという馬鹿らしい論文です。英明な君主、聖君という天皇像をほめたたえた文章であり、自由と平等、民主主義をスローガンのように振りまく雑誌がこれでは困ったものです。

なおこの特集の中に最近「天皇主義者」の宣言をした内田樹氏(朝日新聞6/20)も執筆していますが、氏は「改憲のハードルは天皇と米国だ」と言っています。

唯一の反対派として(編集部のアリバイ的な気もしますが)伊藤晃氏が「護憲派が明仁派でいいのか」という論文で次のように述べています。

『現在は護憲派の内部で反天皇制は溶解してしまったかのようです。民衆のバラバラな状態に天皇が国民的統一体制を差し出す。明仁天皇の声明の狙いはここにあると思います』

「人権とメディア」のコラムで中島啓明氏は『天皇が小泉政権時のイラク派兵の際、来日したチェイニー米副大統領に自衛隊の派遣はイラク復興支援のためと日本政府の意図を再確認し、対米追従の参戦政策を追認する姿勢を鮮明にした等々…』と書いています。

5. 生前退位に関する民衆及び各界の評価に対する論点

- ① 天皇制などあってもなくてもかまわない、この評価は結構多いと思うが、世論調査には表れない。天皇に関する世論調査自体がほとんどないし、設問自体天皇制容認を前提としている
- ② 復古的天皇を信奉している人は数は少ないが現政権の周囲にいる。あの森友学園の籠池は日本会議内の最右派、これに対してはもう何も言う気もしない
- ③ 日本の歴史、文化、宗教的伝統にあった制度であり富士山が素晴らしいように天皇制があってよかった。これは多数派の意見かもしれないが日本の特殊性を強調せざるを得ないため排外主義に転化する可能性がある
- ④ 明治・大正・昭和前期の天皇制は「国家神道」として異常であった。日本において天皇制は長い間象徴天皇制であった。
- ⑤ 護憲天皇VS安倍政権という視点＝護憲のために天皇制擁護論を発している野中大樹氏の理屈や安倍政権を悪し様に批判することと反比例して現天皇を美化すること、これは天皇制翼賛体制の一環である。
- ⑥ 護憲のため憲法の全条項を擁護する人々、これはリベラル派、左派といわれる多くの人士であるが、雑誌「世界」の箇所述べたように目先の利益のため数十年来堅持してきた天皇制反対の旗を降ろした人々が、大衆が天皇制を支持しているから、野党共闘の

ため整合性を保つため、選挙で大衆の忌避を恐れ、天皇制のもつ人間不平等という概念を黙認するという過ちを犯している

- ⑦ 天皇制の生前退位問題が国会で浮上していても、一切天皇制を語らない人々、これらは天皇制擁護論者ではないものの運動上の分岐を恐れるため触れない。真実に目をふさぐ点では天皇制擁護論と同じである
- ⑧ 私もその一員である「天皇制反対論者」、これは圧倒的少数である

6. 天皇制は人民にとって有益なのか、有害なのでしょうか

いったい日本に住むすべての人間(国籍問わず)にとって天皇制に何らかのメリットがあるのでしょうか。短期的、目先の利益でなく、長期的根本的利益から判断が必要です。再三触れたように血統に基づく、身分制である世襲制は万民平等の精神に反し、人類、人民の平等という普遍的な概念に反する特殊日本的制度です。

万世一系というのは虚構の制度です。しかしながら現天皇は神武天皇以来の第125代天皇として君臨しており、先の国会でも国会議員が第125代の天皇と発言するのを聞いて私は驚きました。今も天皇はことあるごとに奈良県の橿原神宮(神武天皇が祀ってある神社)に使節を派遣し報告させています。戦前からの連続性は何ら変わっておらず、宮中祭祀も同様です。

また天皇制が存在する限り、あのアジア太平洋戦争の戦争責任を真摯に反省することはできないでしょう。現天皇が戦跡を訪ね歩いているのは父である昭和天皇の戦争責任をあいまいにすることだと思えます。

日常的にマスコミを通して偉大で賢明な君主像が再生産されて差別(人間不平等)の一端を担っていることがぼやかされています。

元号は官公庁の公文書に記入が義務付けられており、天皇制は日常生活に入り込んでいます。日の丸、君が代もスポーツ行事などでは必ず掲揚、斉唱されています。オリンピックの際「日の丸を背負って戦う」など平然と報道されています。

この点については東京都、大阪府に代表されるように教員の方が長い間闘い、処分されてきました。天皇制擁護論者に転向した人々はこれをどう思っているのでしょうか。

文化勲章などの叙勲制度は人間の序列化を促進しています。

靖国神社は天皇制と密接不可分の戦争神社です。毎年春と秋の大祭には200名近い国会議員が参拝しています。天皇は参拝していないという人もいますが、天皇家が靖国神社を否定しているわけではありません。昭和天皇の戦争責任の肩代わりをしたA級戦犯が祀られているというのがその理由であります。

さらに祝日は建国記念日をはじめとして天皇家に合わせて作ってあります。中国文学者 故竹内好氏が言っているように日本の一木一草に天皇制が宿っています。

天皇制の最大の効果というべきものは国民統合の象徴ということだと思いますが、私はなぜ民衆は統合者を必要としているのか疑問です。現に社会は支配者階級と被支配者階級 -1%と99%- に分裂しており、統合など不可能です。

今や国会の議決も終わり、上皇と上皇后とかの話も出ています。21世紀にもなって歴史を数百年も戻すような気がします。

結論として万人平等、人間平等に反する天皇制に反対することは民主主義進化のために不可欠です。今回、国会内で天皇制に非を主張する政党議員がないこと、すなわち天皇翼賛体制が確立したことは日本の民主主義の重大な後退です。

共謀罪成立は民衆を暴力的に押さえつけものと言えない社会を作ることですが、天皇制は畏れ多くてももの言えない状態をソフトに作り出すコインの裏表だと考えます。

民主主義の発展のため頑張りましょう。

(2017年7月1日)

(編集者注)憲法第4条

「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。」



自衛隊と憲法改正について

飯島滋明(名古屋学院大学)

【1】安倍首相の改憲メッセージ

2017年5月3日、安倍首相は憲法を改正して自衛隊を憲法に明記することを主唱した。こうした主張に賛成する市民も少なくないかもしれない。

しかし、本当に安倍首相は自衛隊のことをそんなに考えているのであろうか。

【2】安保法制と自衛隊

私はかつて安保法制と自衛官の地位について、「自衛官が海外での戦闘中に身体拘束をされても、ジュネーブ条約の『捕虜』としての待遇を受けず、相手国の国内法で裁かれる可能性があります。国家の命令で海外で戦闘をさせられながら、何かあっても自衛官個人の法的責任が問われる可能性を回避する法的対応をしていないのが、今回の安保法制です」と指摘した[飯島滋明「自衛隊発足以降、…1800名の自衛隊員の方々が、…殉職をされておられます」榎澤幸広・奥田喜道・飯島滋明編『これでいいのか！日本の民主主義失言・名言から読み解く憲法』(現代人文社、2016年)24頁]。

2015年7月1日衆議院安全保障特別委員会で岸田外務大臣は、「自衛隊員、これは紛争当事国の軍隊の構成員、戦闘員ではありませんので、これはジュネーブ条約上の捕虜となることはありません」と答弁した。この発言には「珍しく与党席までざわついた」と半田滋氏は報じている(『東京新聞』2015年8月24日付)。戦闘行為に従事している自衛官がジュネーブ条約上の「捕虜」としての扱いを受けないのであれば、自衛官が戦闘中に交戦相手に身体を拘束されてもテロリストと同じ扱いを受ける可能性がある。小林節慶応大学名誉教授も「日本の自衛隊が、カッコつきの軍隊ですが、海外でドンパチやったらそれは、海賊や山賊の行為になってしまいます。正確に言えば、敵に捕らえられても捕虜としての扱いは受けられず、刑事犯罪者になってしまう」と指摘する。[井筒高雄『日本と日本人を危うくする 安保法制の落とし穴』(ビジネス社、2015年)15頁]。

実は自衛隊が戦闘行為の際に身体拘束をされればジュネーブ条約での「捕虜」にならない危険性があることは安倍首相自身も認識している。『読売新聞』2013年4月17日付で安倍首相は、「実力組織が侵略を阻

止するために戦う時に、軍隊として認知されていないければジュネーブ条約上捕虜として取り扱われることはないわけです」と発言している。自衛官が海外で戦闘行為をする際、万が一身体拘束をされても捕虜として扱われない危険性を安倍首相や岸田外務大臣は認識しながら、海外での武力行使を命じる「安保法制」を制定した。そして実際に2016年11月には安倍自公政権は「駆け付け警護」や「宿営地の共同防護」といった、海外での武力行使を自衛隊に命じた。つまり自衛官が「使い捨て」になることを安倍首相や自民党や公明党が認めたに等しい。元レンジャー隊員の井筒高雄氏は「自衛官は海外では軍隊の扱いを受けない。ジュネーブ条約やハーグ条約の捕虜規定が適用されない武装集団なのです。そのため、どんな殺され方をしても、国際刑事裁判所に訴え出ることはできません。自衛隊の遺族が殺した犯人を見つける、あるいはその国の警察や政治に罰してください、補償をして下さいとお願いするしかないのです。こうしたむちゃくちゃな状態で自衛隊員は海外に出されてしまうのです」と安保法制を批判する。[飯島滋明、清末愛砂、榎澤幸広、佐伯奈津子『安保法制を語る！ 自衛隊員・NGOからの発言』(現代人文社、2016年)23頁]。

自衛隊隊員が大変な目に遭うことが分かっているながら、「安保法制」を成立させ、実際に日本防衛に無関係の海外での武力行使を命じた安倍首相や自民党。「自衛隊発足以降、・・・1800名の自衛隊員の方々が、・・・殉職をされておられます」とのように、自衛隊員の戦死者が出る危険性を認識しても、海外での戦闘を可能にする法律を制定させた安倍首相や自民党。こうした首相や政党が本当に自衛隊のことを思っているのだろうか？

【3】「南スーダン」への

自衛隊派兵と安倍自公政権

2017年5月18日に放映された、NHKスペシャル「変貌するPKO」。この番組を観て、仰天した人も少なくないのでは思う。2016年7月10日、南スーダンのジュバで発生した政府軍と反政府軍の戦闘は、自衛隊をはさんで行われていた。隊員には一斉放送がかかり、「退避命令」が出た。そして怖がる隊員がいること、遺書を書いた隊員もいることも放映された。遺書は以下のように書かれていた。

「今日が、私の命日になるかもしれん
これも運命でしょう
家族には感謝しきれん

笑って逝く」

「妻へ

あとは、よろしく頼みます

息子へ

お母さんを助けて、お父さんの代わりに
家のことを守ってください

勉強もガンバレ

お父さんより」

2016年7月のジュバでは自衛官が遺書を書かざるを得ない状況に追い込まれるほど、危険な状況であった。中央即応集団が作成した日誌には、7月10日や11日にも激しい戦闘が国連ハウスや宿営地周辺で起こったことが記されている。日誌には「戦闘行為」という言葉が何度も使われていた。文民警察を派遣していたドイツ、スエーデン、ヨルダンはこの戦闘を契機に文民警察を国外に避難させた。

ところが安倍首相や稲田防衛大臣は「法的意味の戦闘行為ではない」などと国会で答弁し、自衛官に「駆け付け警護」と「宿営地の共同防護」という戦闘任務を付与して南スーダンに派遣した。さらに日報に関して稲田防衛大臣は「報告を受けていない」との立場を2017年7月の段階でもとり続けている。報告を受けていながら「報告されていない」というのであれば、稲田防衛大臣は嘘をついていることになる。本当に報告を受けていないのであれば、彼女の指導力が問われる。どちらにしても「防衛大臣」としては失格である。ところが安倍首相は彼女を罷免しなかった。この件について私は自衛隊関係者(陸自ではない)から「稲田防衛大臣の嘘つきの件、陸幕長はあまりにも可哀そうです 次期、統幕長だったのですが、稲田にやられました、しかし、これでは終わりません 自衛隊、制服組(統幕)の動きが出てくると思いますね」との連絡を頂いた。「馬鹿な大将、敵より怖い」という発言を私は(元)自衛官から何度も聞いている。自衛隊員が「遺書」を書かざるを得ない状況に追い込まれるほど、戦場で危険な目に遭っていることが分かっているながら、そうした事実を隠して自衛隊を南スーダンに派兵した安倍首相や自民党が、自衛隊の名誉のために憲法を改正すると主張しても、どれだけ説得力があるのだろうか。憲法改正を実現したいため、自衛隊を名目にするのであれば、まさに安倍首相や自民党が自衛隊を憲法改正のために利用していることになる。